

令和3年度第2回豊田市廃棄物処理施設等審査会 会議録

1 開催日時

令和3年9月21日（火） 午前10時00分から
豊田市役所環境センター3階 環境部会議室

2 出席及び欠席した委員の氏名

会場出席：佐野泰之（会長）、市橋克哉、中井健太郎
Web出席：井上隆信（副会長）
欠席：東海林孝幸

3 出席した職員の職名及び氏名

廃棄物対策課長 近藤理史、同課 審査・PCB対策担当長 白木房子、
同課主事 大津優人

4 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

なし

5 会議に付した案件

- (1) 令和3年度第1回当審査会における質問への回答について
- (2) 当審査会の意見について

6 議事の概要

以下のとおり

7 その他

傍聴人2名

議事の概要

【事務局】

- ・ 4名の委員の出席又はWebでの参加があるので、廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第6条第2項の規定により、本日の審査会は有効に成立している。

【佐野会長】

- ・ 本日は、(株)相建から提出された安定型最終処分場の変更許可申請について、2回

目の審議となる。議題1についての説明を事務局に願います。

－ 事務局の説明 －

【佐野会長】

- ・ 説明について、意見や質問などがあれば願います。

【市橋委員】

- ・ 愛知県の手続きについても同時進行で審査中だが、豊田市の手続きが順調であれば豊田市の許可が先に出るという認識でよいか。

【事務局】

- ・ おっしゃるとおり、その可能性はある。

【中井委員】

- ・ 質問をさせていただいた豪雨時及び豪雨後の対策について、回答書記載のとおり、対策及び点検について徹底していただきたい。
- ・ 斜面の災害は集水場所／地形で生じやすい。豪雨時及び豪雨後の点検においては、特に斜面からの水の流出状況を確認の上、常時とは異なる場所から水が流出している場合には、特に注意をして点検していただきたい。
- ・ また、豪雨後の災害発生は、豪雨直後よりも遅れて被害が出てくることも多いため、くれぐれも注意して点検いただきたい。

【井上委員】

- ・ 浸透水の砒素の数値が基準値と同じだということであったが、豊田市として今後、基準値を超えないかどうかの確認のために、定期的に事業者から検査書類の提出を求めるよう願いたい。

【市橋委員】

- ・ 砒素に関して、以前、名古屋大学の法学部において土を調べたところ、砒素が検出されたが、東山周辺では土壌には自然由来で砒素が含まれていると聞いた。今回、浸透水において、砒素が検出された理由として、搬入した土がそのような土であった可能性が高いという認識でよいか。

【事務局】

- ・ 砒素の数値は、覆土の土由来の可能性もあるため、事業者としては、土壌分析

を相手方にさせていただくということもあると聞いている。

- ・ ただ、覆土を搬入する箇所 1カ所につき 1回は土壌分析を行っているが、場所によって異なることもあるため、詳細な調査は難しいところもあるが、事業者からはできる範囲で調査していくという回答をいただいている。
- ・ 市としても行政検査で定期的に浸透水の確認を行っており、今後も定期的に確認を行っていきたいと考えている。

【佐野会長】

- ・ 続いて、議題 2 の当審査会の意見について審議する。事務局から説明をお願いする。

－ 事務局の説明 －

【市橋委員】

- ・ 今回の意見については、変更許可申請の俯瞰する事項ではなく、行政指導事項として記載しているとの説明があったが、そういった認識でよいか。

【事務局】

- ・ おっしゃるとおり。定められている事項ではなく、配慮していただく事項としてお願いしていく事項となる。

【市橋委員】

- ・ 変更許可処分は豊田市長名で出すかと思うが、こちらの回答書はどういった扱いとなるのか。

【事務局】

- ・ 回答書を会長名で市長宛てに送っていただき、その後、事業者にお出しする形となる。

【市橋委員】

- ・ 審査会会長名の文書が変更許可処分の市長名の書類に付随するという認識でよいか。

【事務局】

- ・ 付随しては出さない。審査会からいただいた事項を市長名で事業者に対しての配慮事項として、お伝えする形となる。あくまで行政側からの指導事項となる。

【市橋委員】

- ・ 意見4について、「努めること」となっているが、他の意見の文末と書き分けている理由は何か。

【事務局】

- ・ おっしゃるとおり、「適正処理を行うこと」の方が望ましいと考える。

【市橋委員】

- ・ 意見6について、「～積極的な公開等を行い、～」ではなく、「行うこと」で区切り、そのあとを「もって、～」でつなぐ方が望ましいと考える。

【事務局】

- ・ 承知した。ではそのような形に修正させていただく。

－ 事務局による修正した意見の作成、審査会委員が修正した意見書を確認 －

【佐野会長】

- ・ 委員の皆様のご同意が得られたため、修正された意見書を当審査会の意見として会長印を押し、豊田市に提出する。議事録の作成は事務局で行うようお願いする。議事録案を委員の皆さまに確認いただき、修正した後、委員長の一任によって、事務局がHPにて公開する形でよろしいか。
- ・ 事務局からその他の報告事項はあるか。

【事務局】

- ・ 審査会からいただいた意見書について、より生活環境に配慮して事業が推進されるように事業者と調整する。その後審議を実施し、順調にいけば10月中に許可となる予定である。

【佐野会長】

- ・ 以上で本日の審議を終了する。